

規範項目33

必須・重要・推奨

安

環

農薬・燃料等の適切な管理

農薬や燃料等は、毒物及び劇物取締法や消防法などにより、取扱いが定められています。安全に保管するため、取扱いのルールを確認し、遵守することが必要です。

取組事項

- 農薬について、
 - ・ 1回あたりの購入量を最小限にし、有効期限内に使用する。
 - ・ 直射日光の当たらない、冷涼・乾燥したところに専用の保管庫を設置し、鍵をかけて管理する。
 - ・ 保管時はトレー等の上に置くなど、飛散・漏出防止の対策をとる。
 - ・ 容器の移し替えはしない。
 - ・ 毒物または劇物がある場合には保管庫に必要な表示をする。
- 燃料油について、
 - ・ 燃料油の容器は専用のものを使用し、専用の場所に保管する。
 - ・ 保管場所は、消火器を備え、火気厳禁とするとともに、鍵をかける。
 - ・ こぼれた燃料が周囲の環境を汚染しないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置する。
 - ・ ガソリンを室内で保管するときには、常に換気する。
 - ・ 燃料のそばでは、火花を発生する工具等は使用しない。

農薬や燃料による環境や人体への悪影響を防ぐため、正しい保管や取扱いの手順を守り、日常的に汚染事故などのリスクを軽減することが必要です。

農薬や燃料の保管管理については、事故や盗難、紛失のないよう次のことを徹底するとともに、万一、事故等が発生した場合は、直ちに消防や警察等の関係機関に連絡しましょう。

【適切な農薬の保管管理】

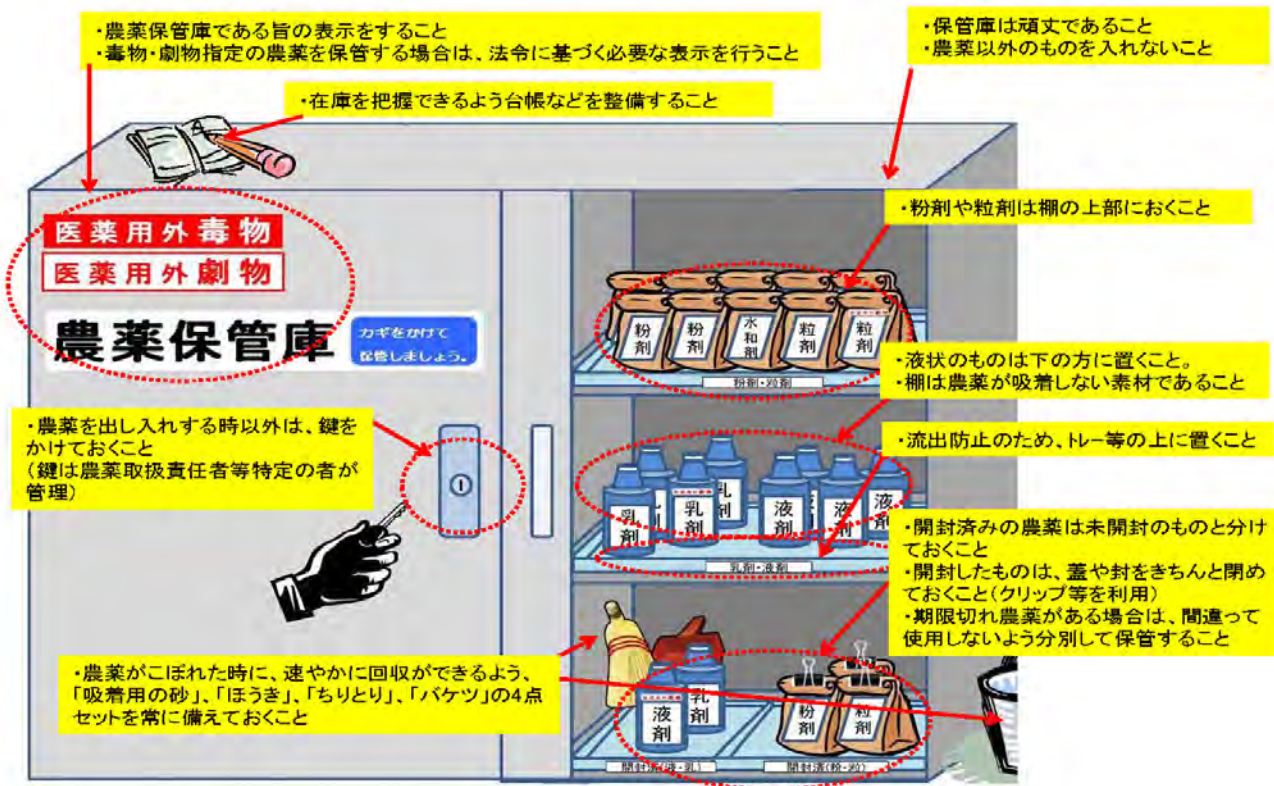
- (1) 保管場所は、直射日光の当たらない冷涼・乾燥した所とし、他の資材、特に農産物や包装資材とは分離する。
- (2) 鍵の掛かるキャビネットやドア付の保管庫などで、施錠して管理する。
- (3) 誤用・誤飲を防ぐため、飲料用の空き容器等への移し替えはしない。
- (4) 農薬の保管量の定期的な把握、利用状況の記録を整備する。
- (5) 毒物または劇物がある場合は、保管庫に毒物及び劇物取締法に基づく適正な表示を行う。
- (6) 保管時はトレー等の上に置くなど飛散・漏出防止の対策をとるとともに、こぼれた場合に対応できるよう砂や清掃器具を備える。

【燃料の保管・管理】

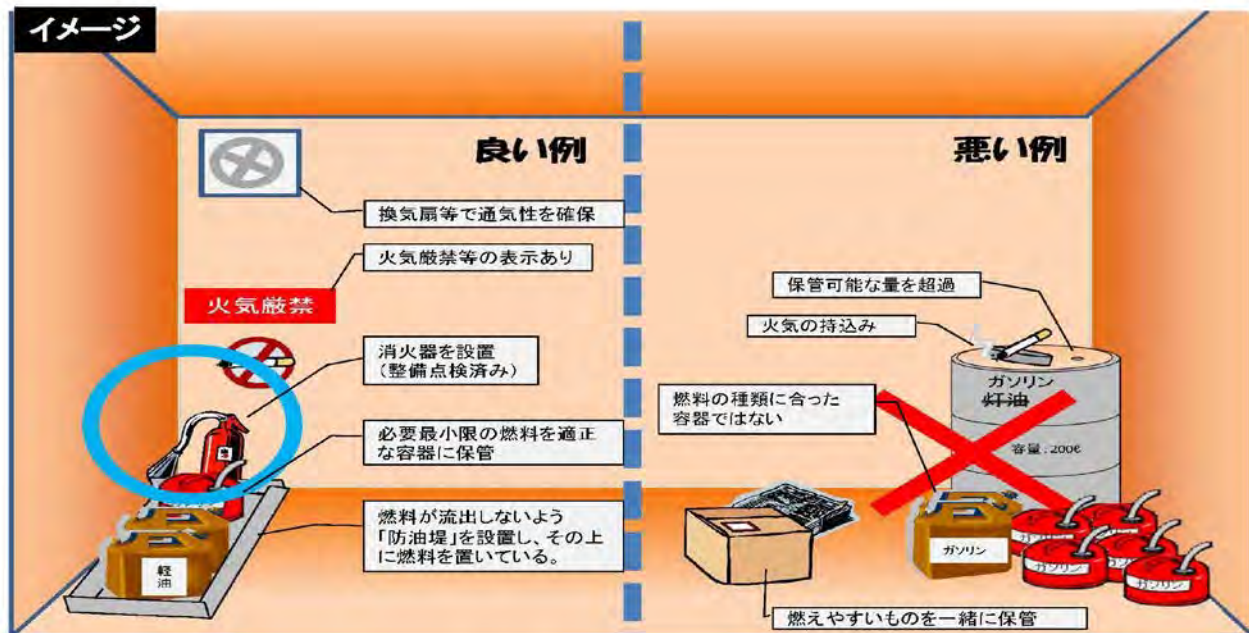
- (1) 燃料油は、適正な容器を使用し、専用の場所に保管する。
- (2) 保管場所には、漏出や火災に備え、消火器や砂などを揃え、火気厳禁にするとともに、関係者以外が立ち入らないようにする。

- (3) 貯蔵設備の周囲には必要に応じ、防油堤や溝を設置する。
- (4) 貯蔵設備の位置や構造は、消防法に基づき市町村が条例で技術上の基準を定めているので、確認する。
- (5) 燃料の漏出事故の多くは、貯蔵容器や配管の破損、バルブなどの閉め忘れが原因であることから、定期的に設備を確認し、使用しないときはバルブを確実に閉めておく。

■ 農薬保管のポイント



■ 室内での燃料油保管の例



【根拠法令等】

- 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
- 農薬取締法・農薬の保管管理の徹底について (昭和62年度農林水産省通知)
- 消防法 (昭和23年法律第186号)
- 農作業安全のための指針について (平成13年度農林水産省公表)